

# 高齢者虐待防止のための指針

有限会社くばの里

## 1. 目的

有限会社くばの里（以下、当社）は、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するための指針を本書に定める。

## 2. 高齢者虐待防止に関する基本的考え方

高齢者虐待は尊厳保持、人格尊重に深刻な影響を及ぼす可能性がある。よって、人権侵害と考えられ犯罪行為である認識をする。

## 3. 高齢者虐待防止委員会の設置と組織

虐待防止について「高齢者虐待防止委員会」を設置し、内容を以下に示す。

項目	内容	
目的	虐待等の発生防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合、再発防止策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するため。	
組織構成	責任者	当社、代表取締役 社長
	構成員	グループホームくばの里 管理者
		グループホームくばの里ハウス 管理者
		グループホームくばの里おはな 管理者
		地域代表
頻度	定期：年2回以上、臨時：虐待事案発生時など随時	
役割	(ア)虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること (イ)虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること (ウ)職員の人権意識向上を目的とした研修企画 (エ)虐待予防、早期発見に向けた取組に関すること (オ)虐待が発生した場合の対応について (カ)虐待の原因分析と再発防止策について	

## 4. 研修

権利擁護及び高齢者虐待防止の研修について以下に示す。参照先：運営規定 第17条

項目	内容
研修	権利擁護及び虐待防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発できる研修であること。
頻度	① 定期：年2回以上 ② 採用時 ③ 委員会責任者が必要な教育・研修が必要と判断した時
記録	実施内容・研修資料及び出席者の記録と保管 参照先：運営規定 第15条（オ）

## 5. 虐待等が発生した場合の対応

### ①報告

虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ報告する。（参照先：運営規定 第24条 2項）  
また、その要因を速やかに除去するよう努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合、就業規則「第8章 第2節 懲戒」に沿って厳正に対処する。

### ②生命の保全

緊急性の高い事案の場合、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

## 6. 虐待等が発生した場合の相談報告体制

### ①入居者、入居者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合

本書に従って対応する。相談窓口は、「[3 高齢者虐待防止委員会の設置と組織](#)」で定めた委員会責任者である。

### ②当事業所内で虐待等が疑われる場合

「[3 高齢者虐待防止委員会の設置と組織](#)」へ報告し、速やかな解決に努める。

### ③定常時

高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努める。また、委員会責任者及び委員会組織メンバーは職員に対し早期発見に努めるよう周知する。

### ④事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合

「[3 高齢者虐待防止委員会の設置と組織](#)」に沿って事実関係を確認し、必要に応じて関係機関へ通報する。

## 7. 成年後見制度の利用支援

入居者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

## 8. 虐待等に係る苦情解決方法

### ①虐待等の苦情相談

苦情受付した者は、受け付け内容を委員会責任者へ報告し、「運営規定 第33条 苦情処理」に沿って処置する。

### ②個人情報の取扱いに留意

相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。

参照先：運営規定 第33条4項

### ③結果

相談者へ報告する。

## 9. 本書の閲覧について

場所	方法
施設内	施設内に提示する。 参照先：運営規定 第18条2項
ウェブサイト	運営基準省令に準じて、当社ホームページへ掲載する。

## 10. その他

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修へ積極的参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指す。

以上

付則

2024年04月01日より施行